

国立大学法人佐賀大学病児・病後児保育実施規程

(平成24年3月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）が男女共同参画の推進のための事業とする育児と仕事又は勉学の両立を支援するための病児・病後児保育（以下「病児保育」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(病児保育の利用者)

第2条 病児保育の利用者は、本学に勤務する職員、在学する学生及び国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）が適当と認めた者（以下「保護者」という。）とする。

(病児保育の対象者)

第3条 病児保育の対象となる者は、前条に規定する保護者の就学前の子どもで、病気、けがの回復期等のため、集団保育が困難な者（以下「乳幼児」という。）のうち、推進室が適当と認めた者とする。

(病児保育のシッター)

第4条 病児保育は、看護師又は准看護師免許を有している者のうちから推進室が選考の上本学が雇用した病児保育シッター（以下「シッター」という。）が行う。

(病児保育の場所)

第5条 病児保育の場所は、鍋島地区の「子どもの杜」保育園に隣接した病児保育室とする。

(病児保育日)

第6条 病児保育日は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、8月13日から8月15日まで（夏季一斉休業期間）及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(2) その他推進室が認めた日

(病児保育時間)

第7条 病児保育時間は、原則として8時30分から17時15分までとする。

(事前登録)

第8条 乳幼児の病児保育を希望する保護者は、病児保育利用者登録票（別紙様式）をあらかじめ推進室に提出しなければならない。

(病児保育の申込み)

第9条 保護者は、乳幼児の病児保育を申し込む場合は、原則として病児保育を必要とする日の前日の15時までに推進室へ連絡するものとする。

(病児保育の受入れ)

第10条 シッター1人が同時に保育できる乳幼児は、原則として2人以内とし、推進室は、シッターとの調整を行い、受入れの可否を判断する。

(給食)

第11条 乳幼児の食事(補食を含む。)は、保護者が用意するものとする。

(病児保育料)

第12条 病児保育料の額は、別に定める。

(病児保育料の徴収)

第13条 病児保育料は、当月分をまとめて翌月の10日までに保護者に請求し、保護者は月末までに納付するものとする。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式(第8条関係)